〈庁舎建設に係る関連法令等の比較〉

【比較の前提】

建設にあたっては合併特例債を活用し、平成27年度中に供用開始できることが前提となる。

【比較の判定基準】

（※1）各法令毎に客観的に判断した場合に当該候補地への庁舎建設が、「比較的容易な場合は○」、「やや困難な場合は△」、「困難な場合は×」としている。
合併協議会における候補地は「○」、そうでないものは「×」としている。
（※2）下野市総合計画等の土地利用方針の中へ位置づけられたエリア（都市核）にある候補地は「○」、エリア外にある候補地は「△」としている。
（※3）

関係法令等（※1）		自治医大北側県有地	国道4号線西側	自治医大駅西側	旧石橋中学校	南河内庁舎	市街化区域内の公園（例：祇園原公園）	ふれあい館、ふれあいプラザ予定地	国分寺庁舎
都市計画法	改正都市計画法の施行（H19.11.30）に伴い、市街化調整区域での庁舎建設は原則不可能になった。	△	×	△	△	○	×	×	△
農地法	農地法の改正により、今後施行規則も改正され市町村の転用も適用除外にはならず、農政局との協議が必要となる可能性がある。	○	×	△	○	○	○	○	△
農振法	転用したい農地が農業振興地域の「農用地区域」に該当している場合は、農地法による転用許可を受ける前に、農用地区域からの除外（農振除外）をする必要がある。	○	×	○	○	○	○	○	○
文化財保護法	試掘調査の結果、遺構が発見された場合、駐車場等に設計変更し遺構を保存するか不可能な場合は記録保存のための発掘調査を行う。調査終了後、特殊な事例を除き建設工事着手は可能である。	△	△	△	△	△	○	△	△
都市公園法	都市公園法第16条の規定により、都市公園の廃止は原則認められていない。	○	○	○	○	○	×	○	○
合併協議会における候補地（※2）		○	○	×	×	×	×	×	×
下野市総合計画等土地利用方針との整合性（※3）		○	○	○	△	△	△	△	△